

令和8年度PTA総会



地域の人々の和（共生）の中で

2本の樹（子どもたち）が

すくすくと健やかに成長していく思いを表現しています。

みよし市立緑丘小学校PTA

P T A 総会資料目次

・議事

- ① 令和7年度事業報告
- ② 令和7年度会計決算報告及び監査報告
- ③ 令和7年度事業及び会計決算承認の件
- ④ 令和8年度役員・学校委員・会計監査選出及び承認の件
- ⑤ 令和8年度事業計画に関する件
- ⑥ 令和8年度会計予算に関する件
- ⑦ その他

令和7年度 P T A 事業報告

役員

月 日	行事又は会議の名称	主 な 内 容
4月18日	PTA紙面総会	事業・会計報告、予算・事業計画案及び役員・学校委員の承認
5月9日	第1回学校委員会	協議事項(資源ごみ回収、子ども未来事業、通学路等の危険箇所、家庭教育学級、アルミ缶、各地区活動報告 等)
5月24日	第1回リユース学用品回収	運動会開催時に実施
6月3日	第2回リユース学用品無料提供・回収と古紙回収	授業参観に合わせて開催
6月12日	第1回学校運営協議会	学校と地域の情報交換
6月12日	第1回校区家庭教育推進協議会	学校と地域の情報交換
7月8日	第1回家庭教育学級	給食試食会
9月3日	文化庁主催 ワークショップ	6年生のみ
9月11日	子ども未来事業	人形劇「オズのまほうつかい」
9月9日	第3回リユース学用品無料提供・回収と古紙回収	授業参観に合わせて開催
9月19日	第2回学校委員会	協議事項(交通当番、アルミ缶回収、子ども未来事業、次期役員選出、家庭教育学級、学校創立30周年記念計画案、各地区活動報告 等)
10月15日	第1回臨時役員会	次期役員選出相談
10月23日	第2回学校運営協議会	学校と地域の情報交換
10月24日	第3回学校委員会	協議事項(5年生稲刈り報告、草刈り、通学班集合時刻廃止案、次期役員選出、家庭教育学級、交通当番対応 等)
11月15日	第4回リユース学用品無料提供・回収と古紙回収	みどりっ子フェスタに合わせて開催
11月14日	第4回学校委員会	協議事項(子育てクラブ会長出席、入学説明会日程変更、次期役員選出 等)
12月1日	第2回家庭教育学級	しめ縄飾り作り
12月6日	R8年度役員・学校委員選出	令和8年度役員・学校委員・子育てクラブ役員・PTA役員補助の選出 おかよし交流センター
12月17日	第2回臨時役員会	次期役員選出相談
1月21日	第5回リユース学用品回収と古紙回収	授業参観に合わせて開催
1月23日	第5回学校委員会	協議事項(新旧役員出席、入学説明会、役員選出報告、子ども未来事業、会計関連、総会に向けて、各地区活動報告 等)
2月2日	第6回リユース学用品無料提供	入学説明会に合わせて開催
	入学説明会	PTA説明、「PTA・こども会・子育てクラブ入会申込書」配布・回収
2月16日	第3回学校運営協議会	学校と地域の情報交換
2月16日	第2回校区家庭教育推進協議会	学校と地域の情報交換
3月6日	第6回学校委員会	協議事項(通学班・PTA規約改正・データや資料保管、子ども未来事業、総会に向けて、各地区活動報告 等)
3月15日	会計監査	一般・特別会計決算報告、監査

資源(アルミ缶)回収・搬入活動実績

月 日	行事又は会議の名称	主 な 内 容
2月16日	アルミ缶業務引継ぎ	前年度担当者より業務引継ぎ
4月5日	第1回アルミ缶回収	回収BOXのアルミ缶回収→ウサギ小屋へ保管 (参加人数6名、サポーター1名含む)
4月26日	第2回アルミ缶回収	回収BOXのアルミ缶回収→ウサギ小屋へ保管 (参加人数6名、サポーター1名含む)
5月18日	第3回アルミ缶回収	回収BOXのアルミ缶回収→ウサギ小屋へ保管 (参加人数5名、校長先生含む)
以降、学校の先生方でも回収実施、永井産業への搬入は学校にて実施		
9月19日	第4回アルミ缶回収	回収BOXのアルミ缶回収→家庭科室前へ保管 (参加人数5名)
11月14日	第5回アルミ缶回収	回収BOXのアルミ缶回収→家庭科室前へ保管 (参加人数2名)
1月21日	第6回アルミ缶回収	回収BOXのアルミ缶回収→家庭科室前へ保管 (参加人数10名：新担当4名、サポーター1名含む)
	新担当へ業務引き継ぎ	
3月6日	第7回アルミ缶回収	回収BOXのアルミ缶回収→家庭科室前へ保管

地区活動

月 日	事業又は会議の名称	主 な 内 容
7月～12月	地区学校委員の選出	委員選出に向けての調査・資料の作成
1年を通じて	交通当番	当番表作成・配布・旗の管理
1年を通じて	アルミ缶回収箱	チラシ回覧・アルミ缶の整頓と搬入
1年を通じて	地区運営費・校区内危険箇所	地区運営費の管理・運営・危険箇所の確認
1年を通じて	地区学校委員会	各地区の報告・協議事項
年度末	新旧引継ぎ	新学校委員への引継ぎ（説明・書類配布等）

市・三河・県PTA連絡協議会、その他

月 日	事業又は会議の名称	場 所	参 加 者
4月24日	みよし市小中学校PTA連絡協議会（新旧役員会）	みよし市	高橋
5月23日	みよし市小中学校PTA連絡協議会（総会）	みよし市	高橋
6月23日	第1回みよし市教育振興基本計画推進委員会	みよし市	高橋
6月27日	みよし市小中学校PTA連絡協議会（第1回）	みよし市	高橋
7月26日	情報交換会	みよし市	高橋・森下
9月11日	第3回みよし市教育振興基本計画推進委員会	みよし市	高橋
9月12日	みよし市小中学校PTA連絡協議会（第2回）	みよし市	高橋
10月11日	教育対話集会	みよし市	高橋・小川
12月11日	みよし市小中学校PTA連絡協議会（第3回）	みよし市	高橋
1月31日	三河PTA研究発表大会	オンライン	高橋・武田・酒出
2月6日	みよし市小中学校PTA連絡協議会（第4回）	みよし市	高橋
2月17日	第4回みよし市教育振興基本計画推進委員会	みよし市	高橋

令和7年度 PTA一般会計 決算報告書

収支決算総額

単位：円

収 入 総 額	支 出 総 額	差 引 残 高	備 考
1,005,167	307,851	697,316	令和8年度へ繰越

収入内訳

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
会 費	314,400	345,900	実家庭数(267戸)＋教職員数(22名)※1
雑 収 入	50	4,239	預金利息、市P連還付金
前年度繰越金	655,028	655,028	
合 計	969,478	1,005,167	

※1 転入実家庭数2世帯分含む

支出内訳

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
総会費	20,000	0	
役員費	21,000	19,500	役員通信印刷費
子ども未来事業費	0	6,101	お茶、お菓子、紙袋、花束
家庭教育学級費	0	0	
消耗品費	15,000	0	
印刷費	50,000	3,000	用紙、印刷・コピー経費
研修費	5,000	0	
負担金	35,000	34,440	市P連会費、県安全互助会費
旅費	10,000	0	研修出張交通費
弔慰費	30,000	0	
記念事業積立金	100,000	100,000	
卒業記念品費	170,000	144,810	卒業記念ファイル、記念品オルゴール
広報費	10,000	0	
予備費(繰越金)	503,478	0	活動予備費
支 出 合 計	969,478	307,851	
次年度繰越金		697,316	
合 計	969,478	1,005,167	

積立金①

単位：円

項 目	金 額	備 考
記念事業積立金	1,668,286	創立30周年記念事業費
積立残高	1,668,286	
令和7年度積立金	100,000	
利息	2,982	
合 計	1,771,268	

上記の通り決算報告いたします。

令和8年 3月 15日
PTA会計 酒出 恵美

会計監査の結果、正確かつ適正である事を認めます。

令和8年 3月 15日
会計監査 上原 彩花

(印省略)

令和7年度 P T A特別会計 決算報告書

収 支 決 算 総 額

単位：円

収 入 総 額	支 出 総 額	差 引 残 高	備 考
624,966	269,950	355,016	令和8年度へ繰越

収 入 内 訳

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
リユース品販売収益	0	0	リユース無料提供 年5回
アルミ缶回収・リサイクル	10,000	23,080	古紙、アルミ缶回収
利息	0	724	
雑収入	30,000	52,458	県P連保障制度還付金、書き損じはがき
前年度繰越金	548,704	548,704	
合 計	588,704	624,966	

支 出 内 訳

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
コミュニティ・スクール連携費	30,000	30,000	土、肥料、園芸用品 等
こども未来事業費	300,000	0	
児童育成事業	180,000	180,000	総合学習等補助
活動費	60,000	59,950	寄贈品（昇降口の玄関マット）
予備費	18,704	0	活動予備費
合 計	588,704	269,950	

上記の通り決算報告致します。 令和8年 3月15日
P T A会計 酒出 恵美

会計監査の結果、正確かつ適正である事を認めます。

令和8年 3月15日
会計監査 上原 彩花

(印省略)

みよし市立緑丘小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、みよし市立緑丘小学校PTAと称し、事務所を緑丘小学校におく。

第2章 目的および活動

第2条 この会は、父母と教師とが協力して、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長と会員の研修をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 家庭と学校と一般社会の協力により、児童の健康と福祉の増進をはかる。
- 2 学校教育に対する理解を深め、これに協力する。
- 3 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を援助する。
- 4 学校の教育環境の整備をはかる。
- 5 会員の教養の向上と、その相互の親睦につとめる。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 この会は、学校の諸問題について討議し、この活動を助けるために意見の具申はするが、学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員になることのできる者は、次のとおりとする。

- 1 緑丘小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。
- 2 緑丘小学校の校長と教職員。
- 3 この会の趣旨に賛同する者。

第6条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第5章 経 理

第7条 この会の活動に要する経費は、会費、事業収入および寄付金をもってあてる。

第8条 この会の会費は、次のとおりとする。

- 1 会費は、一家庭月額100円とし、学校の教職員も同額とする。
- 2 納期を前期（6月）後期（10月）の2期に分け、それぞれ600円（年額1,200円）ずつ納入する。

ただし、前期は4月1日から9月30日の間、後期は10月1日から翌年3月31日 の間をさす。

3 年度途中の新規転入家庭においては、不在籍月分の会費を免除する。

4 年度途中の転出家庭においては、その月以降の会費は寄付とする。

第9条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会の役員は、次のとおりとし、家庭教育委員以外は他の役員を兼ねることはできない。

会長 1名

副会長 2名（1名は家庭教育委員を兼ねる。）

書記 2名（1名は学校職員）

会計 2名（1名は学校職員）

第13条 この会の役員は、役員候補者選考委員会において選考し、総会の承認を得て選出される。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 この会の役員は、会全体の企画・運営を図り総括する。また個々の任務は次のとおりとする。

1 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

総会、学校委員会、役員会を招集し、会の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

3 書記は、この会の庶務を司る。

4 会計は、この会の経理を司る。

第16条 役員に欠員が生じたときは、次のとおりとする。

1 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇任する。任期は、前任者の在任期間とする。

2 会長以外の役員に欠員が生じたときは、学校委員から補充する。任期は、前任者の在任期間とする。

第17条 校長を顧問とし、校長は学校委員会に出席して意見を述べることができる。

第7章 会計監査

第18条 この会の経理を監査するために、1名の監査委員をおく。

1 会計監査委員は、役員候補者選考委員会において選考され、総会の承認を得る。

2 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第20条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、原則として、毎年4月に1回開催する。

臨時総会は、学校委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集する。災害等の不測の事態により、会長が定期総会の開催が困難と判断した場合は、学校委員

会をもって総会と代えるか、全会員に議案を紙面にて提案し承認を得ることで総会と代える。

第 21 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上の出席により成立する。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
学校委員会をもって総会と代えた場合は、出席者の過半数の同意を必要とする。紙面にて承認を得る場合は、全会員の 10 分の 1 の同意を必要とする。

第 9 章 学校委員会

第 22 条 学校委員会は、各地区から選出された学校委員と教職および役員で構成する。

第 23 条 学校委員会は、総会に次ぐ議決機関とする。

第 24 条 学校委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 役員会、各学校委員が立案した計画を審議検討する。
- 2 総会に提出する議案を調整する。
- 3 その他運営に必要な事務を処理する。

第 25 条 学校委員会の招集は、原則として会長が行う。

第 26 条 学校委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

第 27 条 議事は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第 10 章 役員会

第 28 条 役員会は、役員で構成する。

第 29 条 役員会は、この会の円滑な運営を諮る。

第 11 章 特別委員会

第 30 条 特別な事項について、必要があるときは、学校委員会に諮り、特別委員会を設置することができる。

第 31 条 特別委員会は任務終了をもって解散する。

第 12 章 役員候補者選考委員会

第 32 条 役員および会計監査委員を選考するときは、役員候補者選考委員会をおく。

第 33 条 役員候補者選考委員会は、役員、地区委員長をもって構成する。

第 34 条 役員候補者選考委員会は、任務終了をもって解散する。

第 13 章 改正および実施

第 35 条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正できる。

第 36 条 この規約は、平成 9 年 4 月 19 日から実施する。

附則

- 平成10年 4月18日改正し、実施する。
- 平成14年 4月20日改正し、実施する。
- 平成16年 4月17日改正し、実施する。
- 平成17年 4月16日改正し、実施する。
- 平成21年 4月18日改正し、実施する。
- 平成28年10月15日改正し、実施する。
- 平成30年 4月14日改正し、実施する。
- 令和 2年 4月18日改正し、実施する。
- 令和 3年 4月10日改正し、実施する。
- 令和 6年 4月 1日改正し、実施する。
- 令和 7年 4月18日改正し、実施する。

令和8年度 P T A役員並びに
会計監査名簿

役員	役 職	氏 名	地 区
役 員	会 長	上田 光宣	ひばり 1
	副 会 長	原田 真巳	緑 1
	家庭教育委員	寺口 遥香	桜 4
	書 記	渡辺 祥江	桜 1
	"	前川 直子	教 頭
	会 計	城戸崎 真理子	緑 2
	"	加藤 礼嗣	校務主任

会計監査	酒出 恵美	令和7年度P T A会計
------	-------	--------------

令和8年度 P T A学校委員名簿

所 属	役 務	氏 名	地 区
桜 (3名)	学校委員(地区代表)	九鬼 香菜	桜3
	学校委員	高橋 榛名	桜4
	学校委員	内山 志津子	桜4
緑 (4名)	学校委員(地区代表)	玉井 幸代	緑4
	学校委員	富板 京子	緑1
	学校委員	甘蔗生 奈穂子	緑4
	学校委員	渡邊 亜沙子	緑5
ひばり (1名)	学校委員(地区代表)	兼平 沙織	ひばり 1

P T A学校委員補欠

桜	緑	ひばり
福原 悠	野口 真歩	塚田 香織
山本 裕子	尾河 紀子	山田 房男

令和8年度PTA事業計画

月	会議	活動内容	学校行事等
4		PTA総会紙面開催	入学式・始業式・学年懇談会(1年生) 避難訓練 授業参観・学年懇談会(2～6年生) 個別懇談会
5	役員会・学校委員会		引き渡し訓練 運動会 運動会代休
6			授業参観 野外学習(5年生)
7	役員会・学校委員会	第1回家庭教育学級	市思い出コンサート(6年生) 個別懇談会(希望制)
8			作品募集提出期間
9	役員会・学校委員会		授業参観 避難訓練
10	役員会・学校委員会		前期終業式 後期始業式 稲刈り(5年生) みどりっ子フェスタ
11	役員会・学校委員会		フェスタ代休
12		第2回家庭教育学級 次年度役員選出	修学旅行 個別懇談(希望制)
1	役員会・学校委員会	新役員・学校委員会…見学・引継ぎ	書き初め大会・展示会 避難訓練 授業参観 伝承あそび週間
2			新入学児童入学説明会
3	役員会・学校委員会		卒業式 修了式

※実施月等は、変更もありますのでご了承下さい。

※学校行事については、学校にご確認ください。

令和8年度 PTA一般会計 予算書

収支予算総額

単位：円

収入総額	支出総額	差引残高	備考
1,029,616	1,029,616	0	

収入内訳

単位：円

項目	前年度予算額	予算額	備考
会費	314,400	332,400	100円×12ヶ月×《実家庭数(254戸)+教職員数(23人)》
雑収入	50	500	預金利息
前年度繰越金	655,028	696,716	
合計	969,478	1,029,616	

支出内訳

単位：円

項目	前年度予算額	予算額	備考
総会費	20,000	0	切手、印刷、コピー経費
役員費	21,000	21,000	庶務費
消耗品費	15,000	15,000	ゴミ袋、封筒
印刷費	50,000	5,000	用紙、印刷・コピー経費
研修費	5,000	5,000	市P連研修会参加
負担金	35,000	35,000	市P連会費，県安全互助会費
旅費	10,000	10,000	研修出張交通費
弔慰費	30,000	30,000	見舞金、香典、供花
記念事業積立金	100,000	100,000	
卒業記念品費	170,000	170,000	記念品オルゴール
家庭教育学級費	0	10,000	助産師さんによる包括的性教育講座
こども未来事業費	0	400,000	特別会計から一般会計へ移行
予備費（繰越金）	503,478	228,616	活動予備費
支出合計		1,029,616	
次年度繰越金		0	
合計	959,478	1,029,616	

令和8年度 P T A特別会計 予算書

収 支 予 算 総 額

単位：円

収 入 総 額	支 出 総 額	差 引 残 高	備 考
415,016	415,016	0	

収 入 内 訳

単位：円

項 目	前年度予算額	予 算 額	備 考
アルミ缶回収	10,000	20,000	アルミ缶回収
雑収入	30,000	40,000	預金利息、県P連保障制度還付金等
前年度繰越金	548,704	355,016	
合 計	588,704	415,016	

支 出 内 訳

単位：円

項 目	前年度予算額	予 算 額	備 考
コミュニティ・スクール連携費	30,000	30,000	地域連携除草作業燃料費等
こども未来事業費	300,000	0	R8年度から一般会計へ移行
児童育成事業	180,000	180,000	
活動費	60,000	70,000	寄贈品
予備費（繰越金）	18,704	135,016	活動予備費
合 計	588,704	415,016	

みよし市立緑丘小学校PTA弔慰規定

第1条 次のいずれかに該当した場合は各項目に定めるところによって、弔慰及び見舞をする。

(1) 死亡弔慰

ア 教職員

(ア) 教職員死亡のとき 10,000円と供花1対

(イ) 教職員の配偶者及び子弟死亡のとき 5,000円

イ 緑丘小学校児童の死亡のとき 10,000円と供花1対

ウ 緑丘小学校児童保護者死亡のとき 10,000円と供花1対

(2) 見舞

教職員の長期(30日以上)入院のとき 5,000円

第2条 その他、地域性に鑑み、必要に応じて、役員会において処理することができる。

附則

この規定は、平成9年4月19日から実施する。

平成13年3月 3日改正し実施する。

平成14年3月16日改正し実施する。

平成15年2月 8日改正し実施する。

平成19年2月17日改正し実施する。

平成30年3月17日改正し実施する。

みよし市立緑丘小学校PTA役員選出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、みよし市立緑丘小学校PTA規約（以下「規約」という。）第12条の役員を選出するに際して、必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 役員は、規約第5条第1号に該当する者の中から選出する。ただし過去において、規約第12条の会長、副会長、副会長兼家庭教育委員を経験した世帯を原則的に除く。

(選出方法)

第3条 役員を選出方法については次の方法により選出する。

- (1) 選出目前の立候補・推薦は、すべての役職において募る。また、どの役職も新6年生以外の学年の立候補も可とする。
- (2) 複数の立候補があった場合は、最上学年の児童の保護者を優先とする。児童が同学年の場合は、抽選等により選出する。
- (3) 立候補・推薦の無い場合は、新6年生になる児童の保護者から抽選等により選出する。
- (4) その後、規約第13条により総会にて決定する。
- (5) 役員を受けることができない特別の事由がある家庭と認められた場合は、抽選等の対象から除くことができる。
- (6) 選出時期は、原則的に前年の12月末日までとする。

第4条 本要綱は、学校委員会の議決によって変更することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年12月15日改正し実施する。

平成15年 2月 8日改正し実施する。

平成17年10月29日改正し実施する。

平成21年 2月14日改正し実施する。

平成23年 2月12日改正し実施する。

平成30年 2月 3日改正し実施する。

平成31年 2月 2日改正し実施する。

令和 元年 9月 7日改正し実施する。

令和 3年 3月 5日改正し実施する。

令和 7年 4月18日改正し実施する。

みよし市立緑丘小学校PTA学校委員選出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、みよし市立緑丘小学校PTA規約（以下「規約」という。）第22条の学校委員を選出するに際して、必要な事項を定めるものとする。

(資格及び人数)

第2条 学校委員は、規約第5条第1号に該当する者の中から選出する。ただし過去において、規約第12条の会長、副会長、副会長兼家庭教育委員を経験した世帯を原則的に除く。

(選出単位)

第3条 規約第22条に定める学校委員を選出する各地区の選出単位は、次のとおりとする。

- (1) 各地区により選出される学校委員の人数は、児童数などをもとに必要に応じて若干名選出する。
- (2) 各地区で選出される人数は変更することも可とする。

(選出方法)

第4条 学校委員は次の方法により選出する。

- (1) 第2条の資格を有する全家庭より、学校委員選出対象となる順位から選出する。順位は、その年ごとに学校委員で決定する。
- (2) 特別の事由があると認められた家庭は抽選の対象から除くことができる。
- (3) 選出時期は原則的に前年の12月末日までとする。
- (4) 会長以外の役員に欠員が出た場合、地区委員長を除く学校委員から繰り上げとする。
- (5) 各行政区にて、学校委員の補欠を1名以上選出する。尚、補欠の任期は1年とする。

第5条 本要綱は、学校委員会の議決によって変更することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年12月15日改正し実施する。

平成15年 2月 8日改正し実施する。

平成16年11月 6日改正し実施する。

平成17年10月29日改正し実施する。

平成18年12月 2日改正し実施する。

平成21年 2月14日改正し実施する。

平成23年 2月12日改正し実施する。

平成26年11月 1日改正し実施する。

平成27年10月 3日改正し実施する。
平成28年10月15日改正し実施する。
平成30年 2月 3日改正し実施する。
平成31年 2月 2日改正し実施する。
令和 元年 9月 7日改正し実施する。
令和 3年 3月 5日改正し実施する。
令和 6年 4月 1日改正し実施する。
令和 7年 4月18日改正し実施する。

令和7年度 P T A役員・学校委員

所 属	役 職 名	氏 名	地 区
役 員	会 長	高橋 小夜子	緑5
	副会長	小川 久美子	緑3
	家庭教育委員	森下 敦子	大池町
	書 記	武田 愛	桜1
	〃	前川 直子	教 頭
	会 計	酒出 恵美	緑2
	〃	加藤 礼嗣	校務主任

所 属	役 務	氏 名	地 区
桜（3名）	学校委員(地区代表)	丹生谷 美保	桜3
	学校委員	中川 夏子	桜3
	学校委員	平田 美咲	桜3
緑（4名）	学校委員(地区代表)	守道 千草	緑3
	学校委員	鈴木 ジャブフラン	緑1
	学校委員	松葉 かおり	緑3
	学校委員	吉田 麻子	緑2
ひばり（1名）	学校委員（地区代表）	神野 有紀	ひばり西